

# 平成25年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	1	府省庁名	農 林 水 産 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 <b>不動産取得税</b> 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
見直し項目名	農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予の縮減		
見直し内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象 農業を営む個人がその推定相続人のうちの1人に一括して全ての農地及び採草放牧地と準農地の2/3以上の面積を贈与した場合には、贈与税の納税及び不動産取得税の徴収が猶予され、贈与者又は受贈者が死亡したとき免除される。</p> <p>・ 要望の内容 贈与税の納税猶予制度の適用を受ける農地等（以下「特例農地等」という。）が非農地化（耕作放棄など所有者の不作为により農地が農地以外の土地となったことをいう。以下同じ。）した場合に納税猶予期限を確定する手続を執ることが可能となるよう、納税猶予期限が確定する場合の事由について所要の見直しを行うこととしており、本特例措置についても同様の措置を講じることとする。</p>		
関係条文	〔 地方税法附則第12条第1項～4項、租税特別措置法第70条の4 〕		
増収見込額	(初年度) 2 (▲ 14) (平年度) 1 (▲ 14) (単位：百万円)		
廃止又は縮減の理由	<p>1 納税猶予制度は、贈与等により取得した農地等が農業の用に供されることを前提に認められている特例措置であり、制度の適用を受けている間に農業経営を廃止したり、特例農地等について譲渡、貸付け、耕作放棄又は転用等があった場合には、一定の例外を除き、納税猶予期限が確定する仕組みとされている。</p> <p>2 しかしながら、昨年の会計実地検査により、非農地化した特例農地等が存在することが判明し、同院から「農業委員会が特例農地等について非農地と判断した場合は、速やかに贈与税及び相続税の納税猶予を打ち切ることができるよう、適切な手続を整備すること」（平成22年度決算検査報告）と指摘されたところ。</p> <p>3 他方、現行の納税猶予制度においては、特例農地等が非農地化した場合に納税猶予期限を確定することが規定されていないため、その納税猶予期限を確定する手続を執ることができない。</p> <p>4 このため、農地の有効利用及び納税猶予制度の趣旨に即して、特例農地等が非農地化した場合に納税猶予期限の確定することが可能となるよう、その事由について見直すことが必要である。</p>		
	ページ	1—1	